

# 平成24年度 奈良県福祉人材職場体験事業 業務委託に係る企画提案公募実施要領

## 1. 目的

厚生労働省の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を活用して奈良県が実施する標記事業について、効率的で効果の高い事業が実施できるように、業務受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案公募を行う。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務名

平成24年度奈良県福祉人材職場体験事業

### (2) 委託業務の内容

福祉の仕事に関心を有する者や就職を希望する者に対し、福祉職場を実際に体験することにより、職場の雰囲気やサービス内容を直接知る機会の提供を行い、円滑な就労を支援する業務。詳細については、別紙1「企画提案公募に係る業務内容仕様書」のとおり。

### (3) 業務委託の期間

契約の日から平成25年3月31日まで

### (4) 予算の規模 6,035,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3. 担当部課

奈良県健康福祉部地域福祉課 地域福祉推進係(担当:藤本、久保)

〒630-8501 奈良市登大路町30

Tel 0742-27-8503 / Fax 0742-22-5709

Mail [fukushi@pref.nara.lg.jp](mailto:fukushi@pref.nara.lg.jp)

(件名は「プロポーザルに係る問合せ」とすること)

## 4. 参加資格要件等

### (1) 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条に規定する無料職業紹介事業の許可を受けていること
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4により、奈良県から入札参加資格を取り消されていないこと
- ③奈良県から指名留保または指名停止措置を受けていないこと
- ④奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている団体ではないこと
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと

⑦過去5年間に国又は都道府県において、本事業と同等規模の就業支援実績があり、平成24年度においても一定数の職場体験紹介実績が見込めること

⑧奈良県内に本店、支店、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能であること

## (2) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業者等が上記(1)の①から⑧の要件を満たすこと。

なお、グループの全ての構成員は、上記(1)の②から⑥の要件を満たすこと。

※応募後の代表事業者及び構成員の変更は、原則として認めません。

## 5. 応募手続き等

### (1) 参加希望書の提出

企画提案に参加を希望する者は「参加希望書」(別紙様式1)に以下の必要書類を添え、平成24年4月6日(金)午後5時までに、郵送又は持参により、3の担当部課あてに、1部提出すること。なお、郵送の場合は平成24年4月6日(金)午後5時必着とする。

この参加希望において提出された書類により応募資格要件の審査を行い、企画提案書の提出は、応募資格の要件を満たした応募者のみができるものとする。なお、企画提案書の応募の可否の通知は、平成24年4月9日(月)中に電話で行う。

<参加希望書ともに提出が必要な書類>

- ・参加希望事業所の概要がわかるもの(紹介パンフ等)
- ・無料職業紹介事業の許可を受けていることを証するものの写し
- ・過去5年間の事業実績(本企画提案に関わるもののみで可)。特に、福祉人材に関する職場体験の紹介実績がある場合は必ず添付のこと。
- ・課税対象事業所の場合は、納税証明書(県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納のない証明書)

### (2) 企画提案書の提出

#### ①提出物及び部数

別紙様式2を表紙とする企画提案書(A4版) 6部(正本1部、写し5部)

※様式は任意とするが、提案書には以下の内容を含むこと

- 仕様書に基づく企画提案
- 事業の実施体制
- 事業の所要経費の見積もり
- 事業実施のスケジュール

#### ②提出期限

平成24年4月16日(月)正午まで(必着)

※土曜・日曜を除く平日の9時から17時までの間(正午から午後1時を除く)に提出すること

③提出場所 上記3の担当部課に同じ

④提出方法

持参に限る。なお提出の際は事前に提出予定時間を連絡すること。

(3) プレゼンテーション等について

現在のところ予定していないが、必要に応じ実施することがある。その場合は、対象者に別途連絡する。

## 6. 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容（必要に応じてプレゼンテーション又はヒアリング）をもとに、以下の評価項目、配点に従い、県が別途設置する選定委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| ①業務の実施体制、スケジュール等        | <概ね20点> |
| ②業務の内容（県の課題認識や事業の効果性など） | <概ね60点> |
| ③その他先駆的な提案等             | <概ね20点> |

(2) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは、無効とする。

- ①4に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- ②資格確認資料又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③上記5に示した企画提案に関する応募手続に適合しない場合
- ④予算の規模を超える見積書が提出された場合

(3) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。

## 7 契約等

上記により特定された者は、速やかに奈良県と本業務に係る契約を締結すること。なお、契約内容等については、特定された者に別途通知する。

## 8 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業であるので事業の成果等は県に属する。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。ただし、提案のあった内容については、今後の企画の参考にすることがある。
- (5) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 平成24年度 奈良県福祉人材職場体験事業 企画提案公募に係る業務内容仕様書

### 1. 事業の目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進することを目的とする。

### 2. 業務の内容等

#### (1) 委託業務の性格

本業務は、厚生労働省の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を活用した事業であるため、国の「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」に記載の次の事業に基づく業務内容とする。

- ①福祉・介護人材参入促進事業
- ②潜在的有資格者等再就業促進事業

#### (2) 委託業務の内容

委託する業務内容は次のとおりとする。

##### ①参加者の募集

参加募集をする対象者は、福祉・介護の仕事に関心を有する者（以下「就業希望者」という。）とし、下記の留意点に配慮すること。

<留意点>

- ア. 広報及び説明会の開催等により、事業趣旨を周知し、福祉・介護の仕事に関心を有する者を募集すること
- イ. 募集する参加者数は、就職決定者数50名以上を確保できる数とすること
- ウ. 募集する参加者は、県内の福祉・介護関連の事業所への就業の意思を有するとともに、本事業による就業活動を行うことができる者とする。
- エ. 高校生、大学生や介護を必要としない高齢者、主婦等の一般の方を対象に、進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるためのセミナーを行うこと。
- オ. 潜在的有資格者を対象に知識と技術を再確認するため、また他分野からの離職者等を対象に福祉・介護の仕事の魅力を伝えるためのセミナーを行うこと。

##### ②参加事業所の募集

就業希望者の就職活動に対する支援であるという事業趣旨に賛同し、本事業への参加により、新たな福祉・介護人材の採用を希望する事業所を募集する。

なお、募集する事業所数は、就職決定者数50名以上を確保できる事業所数とし、募集

する事業所は、奈良県内に所在する社会福祉施設、及び介護保険法又は障害者自立支援法に基づく指定事業所等とする。また、募集に当たっては事業所説明会の開催等により、当該事業の趣旨を理解してもらえよう努めること。

### ③職場体験の実施

実施期間は、就業希望者の就業意向、事業所の採用意向が確認できる期間を設定するとともに、実施期間中に必要なフォローを行うこと。また、参加事業所に対しては、就業希望者の採用に関し、必要に応じて助言を行うこと。参加者の体験条件等は以下のとおり。

#### ★参加者の体験条件

- ア. 職場体験は、参加者1人当たり10日以内とする。
- イ. 職場体験参加の給与は無給とする。

#### ★実施期間

- ア. 職場体験の実施期間は、契約日から平成25年2月末日までの間で設定すること
- イ. 受入施設の登録期間は、実施期間内とすること
- ウ. 参加者の職場体験期間は、実施期間内とすること

#### ★体験内容

参加事業所には、下記のアからウを基本に、参加者の資格の有無、就業経験等を勘案した体験プログラムを作成させること。なお、1日の体験時間は8時間以内とすること。

- ア. オリエンテーション
  - ・受入施設の概要
  - ・利用者について配慮すべき事柄、基本的な接し方、職務の内容、求められる知識や技術等
- イ. 実習
  - ・利用者の介護・介助（入浴、食事、身辺、車椅子、移動等）、利用者との交流、レクリエーション活動の支援等
- ウ. 職場体験のまとめ

#### ★体験費用

- ア. 参加者の体験費は無料とすること（但し、体験先施設・事業所までの交通費は参加者の負担とする。また、食事代等の実費を徴収することは可能とする。）
- イ. 参加事業所の受入費は、参加者1人1日当たり5,920円（税込）以内とすること。但し、本事業以外の体験（教員免許取得のための介護等体験、資格取得のための現場実習等）については対象外とする。
- ウ. 不測の事態に備え、参加者の職場体験中における保険に加入すること

## 4. その他

- (1) 委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること

- (2) 業務の遂行について、奈良県の求めにより、随時報告をすること。
- (3) 本業務が完了したときは、奈良県の定める方法により報告書を提出すること。
- (4) 国及び県の事業展開により、県及び受託事業者の協議により、新たな業務が加わる  
ことがある。
- (5) 本事業の成果は奈良県に帰属するものとする。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、奈良県と協議して  
決定するものとする。

職場体験事業のイメージ図

